

改正

昭和33年9月11日規則第110号
昭和34年6月2日規則第66号
昭和63年11月7日規則第107号
平成元年3月31日規則第68号
平成9年3月28日規則第8号
平成12年3月31日規則第205号
平成25年3月29日規則第48号
令和3年3月31日規則第34号
令和6年3月29日規則第44号

養ほう振興法施行細則をここに公布する。

養蜂振興法施行細則

(蜜蜂の飼育の届出)

第1条 養蜂振興法(昭和30年法律第180号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による蜜蜂の飼育の届出及び同条第3項の規定による変更の届出は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

(転飼の許可の申請)

第2条 養蜂振興法施行規則(昭和30年農林省令第45号)第2条に規定する転飼の許可の申請書は、別記第2号様式によるものとする。

2 前項の申請書は、当該申請書に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

(身分を示す証明書の様式)

第3条 法第9条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記第3号様式によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和33年9月11日規則第110号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和34年6月2日規則第66号)

この規則は、昭和34年7月1日から施行する。

附 則(昭和63年11月7日規則第107号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則(平成元年3月31日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月28日規則第8号)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、平成9年5月31日までの間使用することを妨げない。

附 則(平成12年3月31日規則第205号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の養ほう振興法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の養ほう振興法施行細則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成25年3月29日規則第48号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の養ほう振興法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の養蜂振興法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和3年3月31日規則第34号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和6年3月29日規則第44号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の養蜂振興法施行細則別記第1号様式又は別記第2号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の養蜂振興法施行細則別記第1号様式及び別記第2号様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届

年 月 日

北海道知事 様

現住所

電話番号

氏名又は名称及び代表者氏名

養蜂振興法第3条第1項（第3項）の規定により、次のとおり蜜蜂の飼育（蜜蜂の飼育の変更）について届け出ます。

記

1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数
	(うち日本蜜蜂)

2 年蜜蜂飼育計画

番号	飼育場所	飼育予定 最大計画蜂群数	飼育期間
1		(うち日本蜜蜂)	1月1日から 月 日まで
2		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
3		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで

3 届出事項の変更

従来の届出の内容	変更した内容	変更の理由	変更日	番号
			月 日	
			月 日	

4 届出に係る個人情報の取扱いに当たっては、次の内容について同意します。

- (1) 個人情報の利用目的：都道府県は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ個人情報を利用する。
- (2) 個人情報の安全管理措置：都道府県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に係る取扱規程等及び実施体制を整備する。
- (3) 個人情報の第三者への提供：都道府県は、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

ア 法令に基づく場合

イ 都道府県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村又は他の都府県）又は関係機関等の協力が必要な場合

- 注 1 電話番号は、できるだけ常時連絡が取れる携帯電話の番号としてください。
- 2 飼育計画は、1月1日から12月31日までの期間について記入してください。
- 3 飼育場所は、番地、号まで記入してください。なお、必要に応じ、緯度及び経度を併せて記入してください。
- 4 本様式を蜜蜂飼育変更届として使用する場合は、「1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況」の欄及び「2 年蜜蜂飼育計画」の欄の記入は不要です。
- なお、蜜蜂飼育計画を変更する場合には、「3 届出事項の変更」の「番号」の欄に、当初の届出の蜜蜂飼育計画に記載されている番号を記入してください。
- 5 届出には、蜂群設置場所図面その他の知事が定める必要な書類を添付してください。
- 6 用紙は、日本産業規格A4とする。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、都道府県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講ずるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者との配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同条第2項の規定に基づき、都道府県は、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求めることがあります。

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

現住所

通信連絡場所

電話番号

氏 名又は名称及び代表者氏名

次のとおり転飼したいので、許可されるよう手数料を添え、養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者等の住所及び氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼養管理者の住所及び氏名	備考
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		

申請に係る個人情報の取扱いに当たっては、次の内容について同意します。

- 1 個人情報の利用目的：都道府県は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ個人情報を利用する。
- 2 個人情報の安全管理措置：都道府県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に係る取扱規程等及び実施体制を整備する。
- 3 個人情報の第三者への提供：都道府県は、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 都道府県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村又は他の都府県）又は関係機関等の協力が必要な場合

- 注1 電話番号は、できるだけ常時連絡が取れる携帯電話の番号としてください。
- 2 転飼しようとする場所は、番地、号まで記入してください。なお、必要に応じ、緯度及び経度を併せて記入してください。
- 3 申請書には、蜂群設置場所図面その他の知事が定める必要な書類を添付してください。
- 4 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記第3号様式（第3条関係）
（表）

第 号			
写 真	所 属 職 氏名	年	月 日 生
身 分 証 明 書			
上記の者は、養蜂振興法第9条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。			
		年 月 日	
		北海道知事	印

縦 9センチメートル
横 6センチメートル

（裏）

養蜂振興法（抜粋）

（報告及び立入検査）

- 第9条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。